

決議第2号

市長の議員に対する答弁についての決議(案)

標記の件について、会議規則第13条の規定により、決議(案)を提出する。

令和6年9月26日

提出者 市議会議員 徳永 克子

提出者 市議会議員 田中 建一

提出者 市議会議員 西田 憲司

行橋市議会議長 井上 倫太郎 様

## 市長の議員に対する答弁についての決議(案)

行橋市議会基本条例第2条第2項には、「議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長及び執行機関の長の市政運営状況を監視する。」とあります。

この条例に則り、市議会議員は真面目に質問をしています。しかし、最近の市長の答弁には、時に議員の発言を否定するような態度がみられます。

行橋市の発展のために、種々の議員の質問に対しまっすぐとらえ、誠実に答弁されることを求めます。

以上、決議する。

令和6年9月26日

行 橋 市 議 会